

高齢者を狙った

催眠商法(SF 商法)に要注意!

〈相談事例1〉

高齢の家族が店舗に通って、約80万円の商品等を購入していた。その店舗では無料で卵や調味料を配って集客し、巧妙に誘導して高額な商品を購入させていて悪質である。(年代不明 女性)

〈相談事例2〉

一定期間で移動する店舗で小判を購入し、一部を内金として支払った。残債の支払いが難しくなり、解約を申し出たが返金額が少なく、不満だ。契約書も見当たらず困っている。(80歳代 女性)

〈催眠商法(SF 商法)って?〉

空き店舗や特設会場に人を集め、日用品をタダ同然で配布して会場の雰囲気盛り上げた後、冷静な判断が出来なくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。



〈アドバイス〉

- 無料の粗品配布等を目的に安易に会場に近づかないようにしましょう。
- 強く勧誘されても、その場で契約しないようにしましょう。
- 契約書面を受け取って8日以内であれば「クーリング・オフ」できる場合があります。

困ったときは消費生活センターへご相談ください

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐していません。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん